

「県内未利用資源の調査および利用可能性検証事業」委託業務 仕様書

1 委託業務名

県内未利用資源の調査および利用可能性検証事業

2 事業の目的

作物生産において必要不可欠な肥料や家畜における飼料等については、その原料の多くを海外に依存していることから、国際市況や原料産出国の輸出に係る動向の影響を強く受けざるを得ない状況である。昨今の化学肥料の原料などに係る国際価格の上昇に対応するとともに、肥料や飼料等の資材を生産現場に安定的に供給していくためには、こうした影響を受けにくい生産体制づくりを早急に進めることが必要であり、その一つの手段として、県内の未利用・低利用資材の資源化を検討する必要がある。

そこで、化学肥料や飼料等への再利用が可能な、県内で産出される未利用資源について、調査から利用可能性までを検証する民間事業者等を公募・採択する。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和6年3月29日までとする。

4 委託業務内容

(1) 委託内容

委託業務は下記2つ項目について検討し、成果報告の際に資料にまとめること。

a) 県内にて活用可能な未利用資源の調査

調査の際には下記項目を検討すること

- ・未利用資源の優良事例の調査
- ・活用可能な未利用資源の発生量等の調査

b) 未利用資源の利用可能性の検証

検証する際、下記の項目を検討すること。

- ・未利用資源の運搬方法等の供給体制
- ・肥料や飼料等への活用時の製造工程や配合割合等
- ・肥料や飼料等への活用時のコスト試算（事業として継続可能か）
- ・活用時の想定されるリスク
- ・未利用資源を活用して栽培した農作物等の販売方法

(想定される事例)

- ・漁港における海産物残渣の飼料転換
- ・大規模施設園芸の芽かき残渣の肥料化
- ・有害鳥獣の処理残渣の肥料転換

など

(2) 成果物

受託者は、委託期間終了までに、次のものを提出すること。

- ・実績報告書

なお、上記報告書は福井県流通販売課のホームページにて公開予定です。報告書では、結果までのプロセスや、それに伴う付随資料等を分かりやすく記載すること。

(3) 提案にあたっての留意事項

- ・下記の例を参考に、検証事業を提案してください。

A) 目指す姿

- ・漁港における海産物残渣を飼料転換し、飼料にかかるコストの低減を図る。

B) 現状・課題

- ・A町の水産業者において、大量の海産物残渣が発生している。現在、一般廃棄物として業者に処分委託を行っているが、処分コストかかり、どうにかしたい。
- ・家畜の飼料において、配合飼料の価格高騰に伴い、飼料に占めるコストが上昇し、経営を圧迫している。飼料価格を下げる必要がある。

C) 解決策

- ・A町の水産業者から排出される大量の海産物残渣を飼料化しA町の一般廃棄物の処分コストを低減するとともに、飼料価格の低減を図る。

D) 事業スケジュール

- 月 事業推進に向けた打合せ
- 月 先進事例視察
- 月 海産物残渣の飼料化の試作を実施
- 月 試作した飼料の成分分析
- 月 飼料化の際の運搬方法等の供給体制等について打合せ実施

など

E) 実施体制 (図などを用いても構いません。)

漁港における海産物残渣の提供：A社
飼料化を図る養鶏農家：B社
海産物残渣の運搬：C社

など

F) 予算計画

| 科目 | 内容 | 金額 |
|-------|----------|-------|
| ○○○○費 | 打合せ時の会場代 | ○○○○円 |
| ×××費 | サンプル代 | ××××円 |
| △△△費 | 成分分析代 | △△△△円 |

また、上記例に示す内容（以下 A）～F）は必須記載事項となります。なお、例はあくまでも参考であり、記載内容に縛られることなく、地域の課題・現状そして目指す姿に適した内容を提案してください。

【必須事項】

A)目指す姿 B)現状・課題 C)解決策 D)事業スケジュール E) 実施体制 F) 予算計画

加えて、本事業の規模については、1事業あたり予算限度額 600 千円を想定としていますが、採択件数の多寡や、採択過程において、有識者からのヒアリングの結果等を踏まえた上で、事業内容・事業費を調整します。

5 対象経費

(1) 本事業において対象とする経費

本事業において対象とする経費については、本事業活動を実施するために必要な経費であつて、適切かつ効率的に計上されているものが対象となります

| I. 事業費 | 日程 |
|------------|---|
| ① 旅費 | 本事業を行うために必要な出張に係る経費。 |
| ② 謝金 | 本事業を行うために必要な謝金（例：会議等に出席した外部専門家等に対する謝金）。 |
| ③ 借料及び損料 | 本事業を行うために必要な機械器具、会場、物品等のリース・レンタルに要する経費。 |
| ④ 消耗品費 | 本事業を行うために必要な消耗品（例：紙、封筒、ファイル、文具用品類）の購入に要する経費。ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるものに限ります。 |
| ⑤ 備品費 | 事業を行うために必要な物品（ただし、1年以上継続して使用できるもの）の購入、製造に必要な経費 |
| ⑥ 補助員人件費 | 事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費 |
| ⑦ その他諸経費 | 本事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであつて、①～⑥のいずれの区分にも属さないもの。例：通信運搬費（例：郵便料、運送代、通信・電話料等） 光熱水料（例：電気、水道、ガスの料金等） 損害保険料 振込等手数料 翻訳通訳、速記費用等 印刷費 |
| II. 再委託費 | 本事業に採択された事業者から、本事業に参画していない事業者等へ本事業の一部業務を実施する際に必要な経費。 |
| III. 一般管理費 | 本事業を行うために必要な経費であつて、当該事業に要した経費としての抽出・特定が困難なものについて、I. 及びII. の合計額の1割未満まで支払を認められた経費。 |

(2) 検証事業者以外への委託に関する事項

本事業の一部を検証事業者以外の者に委託する場合には、事前に福井県に可否を確認する必要があります。また、主たる業務の多くの部分を検証事業者以外の者に委託することはできません。

(3) 本事業の対象経費の精査に関する事項

対象経費については、事業中及び事業完了後に福井県が精査し、事業完了後に検証事業者へ支出する精算払いとなります。次の補足事項に該当する経費等が含まれていると判断した場合には、対象経費から除外します。

【補足事項】

以下のような経費は対象としません。

- ① 建物等施設の建設・改修に関する経費
- ② 本事業の内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（例：机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ③ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ④ 国、都道府県、市町村等により別途、同一活動の経費に対して補助金、委託費等が支給されている活動に関する経費
- ⑤ 恒久的な施設の設置及び大規模な改修に係る費用、耐久消費財及び用地の取得等の本事業の範囲に含まれない経費
- ⑥ 営利のみを目的とした活動に関する経費
- ⑦ コミュニティファンド等への初期投資（シードマネー）及び出資金
- ⑧ 親睦会に係る経費
- ⑨ 本事業の申請に要した費用
- ⑩ その他事業と無関係と思われる経費

6 その他

- (1) 受託者は、本業務委託実施にあたり、福井県と協議の上進めること。
- (2) 受託者は、福井県の他部局事業や県公設試等の県関連機関と可能な限り連携すること。
- (3) 受託者は、本仕様書、契約約款および関係法令を遵守し、誠実かつ円滑に業務を遂行しなければならない。
- (4) 本委託事業に係る全ての経費は、委託費に含むものとする。